

議案第10号

損害賠償の額を定めること及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により次の車両事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、議会の議決を求める。

- 1 事故発生日時 令和7年8月25日 午前9時20分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 法人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、スクールバス運行業務受託者である相手方が市スクールバスを運転中、ガードレールに衝突させ、当該車両を破損させた。
- 5 損害賠償額及び和解の内容
 - (1) 過失割合は、市0% 相手方100%とする。
 - (2) 相手方は市に対し、4,100,000円の支払に代えて、当該車両と同等品以上の代替車両を引き渡すものとし、これに伴う納車費用等についても相手方が負担する。
 - (3) 市及び相手方は、裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしない。

令和7年11月26日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

令和7年8月25日に発生した車両事故について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。